

(別紙2)

## 令和8年度（令和7年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱

### 1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、中小事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を普及させるため、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

### 3 事業内容

以下の（１）、（２）のいずれか又は両方を実施できることとする。

#### （１）面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

都道府県が主導して、地域における複数の介護事業所等に対して、介護テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修を実施することにより、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所等による生産性向上の取組の推進を図るとともに、当該モデル事業所や都道府県による好事例の横展開などの普及を通じて、介護事業所等の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

#### ア 対象となる事業所・施設等

以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護事業所等」という。）

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

#### イ 対象経費

介護事業所等に対する介護テクノロジーの導入支援やそれに伴う研修等によるモデル施設の育成支援、複数の介護事業所等による生産性向上の取組支援から好事例の収集・周知等の横展開までを、一体的に実施するにあたり必要となる費用を対象とする。

- ① 介護ロボットやICT等の介護テクノロジーの導入に必要な経費  
（対象となる介護テクノロジーは、原則として、別紙1「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱に定める機器とするが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。）
- ② 介護テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費
- ③ 業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ④ 好事例集の作成に必要な経費

⑤ その他本事業に必要と認められる経費

ウ 補助額

1モデルあたり2,000万円を補助額とし、対象とする介護事業所数に制限は設けないが、1都道府県あたり3モデルを上限とする。

エ 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所等の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所等を対象とした研修会等や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。

オ その他

- ・ 地域のモデル施設は、生産性向上に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護事業所に対する業務改善に関する助言等を実施する。
- ・ 実施にあたっては「介護施設における生産性向上に資するパイロット事業（自治体向け手引き）」を参考にすること。

[https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei\\_jichitai\\_Guide.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_jichitai_Guide.pdf)

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

令和8年度より運用開始が見込まれる「介護情報基盤」の活用促進を念頭に置き、訪問介護事業所をはじめとする居宅サービス事業所と居宅介護支援事業所との間で交わされる居宅サービス計画等をやり取りする手段をデジタル化するため、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進を図るため、都道府県や市区町村が主導してデータ連携を促進し横展開するためのモデル地域づくりを行うことにより、介護事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

モデル地域は、実際にケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う介護事業所（少なくとも居宅サービス事業所と居宅介護支援事業所（介護予防含む。）をそれぞれ1ずつ含む）で構成されるケアプランデータ連携グループを構築し、グループで協働してデータ連携に取り組むものとする。

また、ケアプランデータ連携システムが介護情報基盤に統合される予定とされていることを踏まえて、介護情報基盤へ統合後、ケアプランデータ連携システムを利用する介護事業所が引き続きケアプランデータを連携できるよう、地域の介護事業所が介護情報基盤の利用手続きなどの移行に向けた作業を円滑に進めるための支援も併せて取り組むものとする。

ア 対象となる事業所等

以下の介護事業所を対象とする。（以下「介護事業所」という。）

- ・ 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（ケアプランデータ連携標準仕様）の対象となる介護サービス事業所

## イ 対象経費

ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域の決定から、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所に対するケアプランデータ連携グループの構築、好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、モデル地域づくりに必要となる以下の費用を対象とする。

- ① ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となる介護ソフト等については、原則として、別紙1「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱で定める機器を対象とするが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。）
- ② 介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ③ 実施主体がモデル地域の効果測定等を行うために事業所に支払う謝礼金等
- ④ 介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ⑤ 実施主体が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費（デモンストレーション用PC、ディスプレイ、デモ用介護ソフトの購入費用、電子証明書費用、ポスター、リーフレット、看板等）
- ⑥ ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費（講師謝金、旅費、会場費、物品購入費等）
- ⑦ 好事例集の作成に必要な経費
- ⑧ その他本事業に必要なと認められる経費

### 【留意事項】

- ・（2）イ③については、事業所による積極的なグループづくりやタイムスタディ調査・ヒアリング調査等、実施主体が主導して行う取組において事業所に支払う謝礼金等を想定する。
- ・（2）イ④については、セミナーの開催や連携先事業所への訪問、理解促進のための資料作成等、事業所自らが活動するのに必要な経費を想定する。

## ウ 補助額

各モデルで（2）イ①～⑧のうち必要な事業を実施することとし、1モデルあたり上限850万円を補助額とする。対象とする介護事業所数と1都道府県内のモデル数に制限は設けないが、1都道府県あたり6,000万円を上限とする。

なお、補助額のうち本事業で補助する情報端末（PC、タブレット端末）については、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

## エ 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所を対象とした研修会や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。

## オ その他

- ・ モデル地域の規模やモデル地域内の事業所数は、地域の実情に応じて柔軟に設定すること。
- ・ 市区町村(特別区、並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合(後期高齢者医療広域連合を除く。))を含む。)がモデル地域の運営主体となる場合、都道府県が市区町村に対して運営に必要な補助金を交付することも可能であるため、本事業の実施にあたっては、都道府県と市区町村間で適宜連携すること。
- ・ 事業実施にあたっては、厚生労働省「地域におけるデータ連携促進モデルの手引き」や、ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトにある各種資料を参考にすること。

地域におけるデータ連携促進モデルの手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283605.pdf>

(付属資料：チラシ、アンケートの雛形)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001288031.zip>

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

## 4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

### (1)「面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業」における対応

#### ア 業務改善計画の作成

3(1)の補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県に提出する。都道府県は当該計画を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、都道府県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。ただし、介護生産性向上総合相談センター未設置の場合は、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」(P)の相談窓口にご相談することをもって相談したものとみなす。

#### イ 業務改善に係る効果の報告

3(1)の補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において4(1)アで定めた業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告することとする。都道府県は当該報告を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告することとする。

### (2)「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」における対応

3(2)の補助を受ける介護事業所は、4(1)ア及びイに準じて、計画の作成及び報告を行うことを推奨する。

## 5 事業実施にあたっての留意事項

地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。